

平成20年度中小企業金融公庫予算（政府案）について

平成19年12月24日（月）、平成20年度予算（政府案）が閣議決定されました。中小公庫の予算案の概要は次のとおりです（平成20年度下期については、株式会社日本政策金融公庫〔以下、新公庫という。〕における中小公庫承継分）。

1 事業規模

（1）融資業務

民業補完の徹底や一般貸付の廃止を図るとともに、中小企業者の資金ニーズに適切に対応するべく、平成20年度の貸付規模は、前年比1,059億円減の1兆2,500億円となりました。

貸付規模

単位：億円

	中小公庫		新公庫		差額 (B-A)
	平成19年度計画 (A)	平成20年度計画 (B)	平成20年度計画		
			上期	下期	
合 計	13,559	12,500	6,416	6,084	▲1,059
（うち一般貸付）	(997)	(332)	(332)	(-)	▲665

（2）証券化支援業務

平成20年度の買取業務及び保証業務の事業規模は前年並となりました。

事業規模

単位：億円

	中小公庫		新公庫		差額 (B-A)
	平成19年度計画 (A)	平成20年度計画 (B)	平成20年度計画		
			上期	下期	
買取業務	1,503	1,503	750	753	0
保証業務	840	840	420	420	0

（3）信用保険等業務

平成20年度の保険引受規模は、中小企業者の資金融通の円滑化を図るため14兆2,040億円となりました。また、信用保証協会に対する貸付業務に係る事業規模は2,557億円となりました。

事業規模

単位：億円

	中小公庫		新公庫		差額 (B-A)
	平成19年度計画 (A)	平成20年度計画 (B)	平成20年度計画		
			上期	下期	
保険引受額	151,912	142,040	70,585	71,455	▲9,872
（うち中小企業信用保険）	(151,252)	(141,380)	(70,255)	(71,125)	(▲9,872)
（うち破綻金融機関等関連特別保険等）	(660)	(660)	(330)	(330)	(0)
信用保証協会に対する貸付	6,368	2,557	1,334	1,223	▲3,811

2 制度改正等

政府の方針や中小企業者のニーズに適切に対応するため、次のような貸付制度の改正を行います。

項目	主な内容
地域における新事業や企業再建等への資金供給の円滑化	「挑戦支援資本強化特例制度（仮称）」【創設】 新事業や企業再建等に取り組む中小企業者に対して財務体質の強化を図るため資本金性を供給する制度を創設。
	「企業立地促進関連制度（仮称）」【創設】 企業立地促進法に基づく中小企業者の新規立地を支援する制度を創設。
	「新事業活動促進資金（新連携関連）」【拡充】 農商工連携の法律に基づく連携事業を貸付対象に追加。
事業承継の円滑化	「企業再建・事業承継支援資金（事業承継関連）」【拡充】 中小企業者の事業承継円滑化のため、「自己株式等の取得を行う法人」「株式の取得等を行う後継者」を貸付対象に追加。
保証人に依存しない融資の推進	「保証人特例制度（保証人猶予特例）」【拡充】 対象となる貸付制度を「新企業育成貸付」から全ての貸付制度に拡充

以上